

この理論テキストは、最近の試験傾向を研究し、所得税法に関する膨大な条文規定の中から理論問題対策として必要な重要項目をすべて織り込み、条文体系別に編集してあります。

本書を熟読し確実に理解することが合格するための一番の近道となります。

そこで、理解し、学習することができるように本書は条文ページと解説ページとを使い分けができるように作成しています。条文ページにおいては、理論の文章を記載しており、解説ページにおいては、語句の説明及び詳細な理論解説を加えております。難解な法律の規定も理解さえすれば学習しやすくなるはずです。理論の応用力をつけるためにも、ぜひ解説ページも熟読しましょう。

令和8年9月

<使用上の注意点>

1. 各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、重要度に応じた★印を付しております。

★★ … 最重要かつ優先して解答すべき規定であり、高い精度で暗記をして下さい。

★ … 重要な規定ですので、できるだけ高い精度での暗記を日指して下さい。

2. 条文番号については、確認する必要はありません。

所得税法スタッフ一同

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 所得税法関係

「法」……………所得税法

「令」……………所得税法施行令

「規」……………所得税法施行規則

「通」……………所得税法関係通達 基本通達

「個通」……………所得税法関係通達 個別通達

2. 租税特別措置法関係

「措法」……………租税特別措置法

「措令」……………租税特別措置法施行令

「措規」……………租税特別措置法施行規則

「措通」……………租税特別措置法関係通達

3. その他

「通則法」……………国税通則法

「災免法」……………災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

「防衛法」……………我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

「復興法」……………東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

「国外送金法」……………内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

理論の考え方	7
理論暗記の方法	23
条文における税法用語の使い方	26
理論の書き方	32
理論テキストの利用方法	33
理論の学習方法	35

〔1 総 則〕

問題 1-1 個人の納税義務者と課税所得の範囲等	36
問題 1-2 法人の納税義務者と課税所得の範囲等	42
問題 1-3 納 税 地	46

〔2 各種所得の金額の計算〕

問題 2-1 非課税所得	52
問題 2-2 保険金、損害賠償金等を取得した場合、支出した場合の取扱い	56
問題 2-3 年金についての課税関係	60
問題 2-4 各種所得の意義及び金額	64
問題 2-5 給与所得	74
問題 2-6 退職所得	78
問題 2-7 借地権等の設定に伴い取得した権利金の取扱い	82
問題 2-8 所得金額の計算の通則	84
問題 2-9 収入金額の評価の別段の定め	88
問題 2-10 資産の無償又は低額による移転があった場合	92
問題 2-11 収入及び費用の帰属時期の特例	96
問題 2-12 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（租税特別措置法を除く。）	98
問題 2-13 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を除く。）	102
問題 2-14 利子所得、配当所得の課税関係（非課税口座制度を除く。）	106

問題 2-15	有価証券の譲渡による所得の課税関係（特定中小会社が発行した株式に係る特例、特定口座制度及び特定管理口座制度並びに非課税口座制度を除く。）	112
問題 2-16	特定口座制度及び特定管理口座制度	116
問題 2-17	非課税口座制度	120
問題 2-18	特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストック・オプション税制）	124
問題 2-19	特定中小会社が発行した株式に係る特例（エンジェル税制）	128
問題 2-20	先物取引に係る所得の課税関係	134
問題 2-21	家事関連費等の取扱い	136
問題 2-22	資産について生じた損失の取扱い（債権を除く。）	142
問題 2-23	債権が回収不能となった場合の取扱い	150
問題 2-24	貸倒引当金	156
問題 2-25	事業を営む居住者と生計を一にする親族が支払を受ける対価	160
問題 2-26	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入	164
問題 2-27	取得費（有価証券の取得費を除く。）	166
問題 2-28	青色申告特別控除	170

〔3 課 税 標 準〕

問題 3-1	課税標準	174
問題 3-2	申告分離課税	178
問題 3-3	損益通算	180
問題 3-4	純損失の繰越控除	190
問題 3-5	雑損失の繰越控除	196
問題 3-6	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	200
問題 3-7	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	206
問題 3-8	所得金額調整控除	212

〔4 所 得 控 除〕

問題 4-1	所得控除（物的控除）	216
問題 4-2	所得控除（人的控除）	224
問題 4-3	医療費控除	234

問題 4-1 所得控除（物的控除）

〔1〕 雑損控除 (法72①、87①、令205①、206③) ★★

(1) 取扱い

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の課税標準の合計額が62万円以下であるものの有する資産（生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産・繰延資産、山林を除く。）について災害又は盗難もしくは横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額の合計額が、足切額（原則としてその居住者のその年分の課税標準の合計額の $\frac{1}{10}$ 相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（「雑損失の金額」という。）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

（注） 災害等関連支出を含み、保険金等により補填される部分の金額を除く。

(2) 損失額

(1)の損失の金額は、その損失発生直前における価額（その資産が使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、その価額又は取得費相当額）を基礎として計算する。

(3) 控除の順序

雑損控除とその他の所得控除とを行う場合には、まず雑損控除を行う。

〔2〕 医療費控除 ★★

(1) 原則（法73①）

居住者が、各年において自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った医療費の金額（保険金等により補填される部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の課税標準の合計額の $\frac{5}{100}$ 相当額（最高10万円）を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

(2) 特 例 (措法41の17①)

居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者がその年中に健康の保持増進等一定の取組を行っているときにおける(1)の医療費控除は、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金等により補填される部分の金額を除く。）の合計額が1万2千円を超えるとときのその超える部分の金額（最高8万8千円）とすることができる。

〔3〕 社会保険料控除 (法74①) ★

居住者が、各年において自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その社会保険料をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

〔4〕 小規模企業共済等掛金控除 (法75①②、令20②) ★

居住者が、各年において次に掲げる掛金を支払った場合には、その掛金をその者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金
- (2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
- (3) 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

〔5〕 生命保険料控除 ★**(1) 原 則 (法76)**

居住者が、各年において次に掲げる生命保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、その支払った保険料等について一定の方法で計算した金額（原則としてそれぞれ最高4万円、合計で最高12万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

- ① 保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする新生命保険契約等又は旧生命保険契約等
- ② 保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする介護医療保険契約等
- ③ 年金の受取人のすべてを自己又はその配偶者とする新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等

(2) 特 例 (措法41の15の5)

居住者が年令23才未満の扶養親族を有する場合における令和8年分又は令和9年分の新生命保険契約等に係る(1)の生命保険料控除は、最高6万円となる。

〔 6 〕 地震保険料控除 (法77①) ★

居住者が、各年において地震保険料を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の合計額（最高 5 万円）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

〔 7 〕 寄附金控除 (法78①) ★★

居住者が、各年において特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（その年分の課税標準の合計額の $\frac{40}{100}$ 相当額を限度とする。）が 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額をその者のその年分の課税標準から控除する。

〔 8 〕 災免法による軽減又は免除 (災免法 2、災免法令 1) ★★

(1) 内 容

その年において住宅又は家財の価額の $\frac{5}{10}$ 以上に相当する災害による損害を受け、その年分の災免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である者については、雑損控除の適用にかえて、災免法による所得税の軽減又は免除を受けることができる。

(2) 軽減又は免除額

- ① 合計所得金額が500万円以下であるとき…所得税の額の全部
- ② 合計所得金額が750万円以下であるとき…所得税の額の $\frac{5}{10}$
- ③ 合計所得金額が750万円を超えるとき…所得税の額の $\frac{2.5}{10}$

内容解説**1. 所得控除の種類と趣旨**

所得控除は納税者の個人的事情を考慮して、その担税力に応じた所得税負担とするために課税標準から控除するもので、次の16種類がある。

区分	種 類	計 算 方 法	趣 旨
物的 控 除	① 雑損控除	一定の損失額又は支出額を基に計算し、全額又は一定の方法により計算した金額を控除	担税力の減殺を考慮
	② 医療費控除		
	③ 社会保険料控除		強制加入等を考慮
	④ 小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済、生命保険及び地震保険の加入の奨励
	⑤ 生命保険料控除		
	⑥ 地震保険料控除		
	⑦ 寄附金控除		公益的寄附の奨励
人的 控 除	⑧ 障害者控除	一定の状態にある人を基に計算し、一定額を控除	社会的に不利な状態にある者に対する所得税の負担の緩和
	⑨ 寡婦控除		
	⑩ ひとり親控除		
	⑪ 勤労学生控除		
	⑫ 配偶者控除		最低生活費の保障
	⑬ 配偶者特別控除		配偶者が所得の稼得に貢献していることを考慮し、サラリーマン世帯の税負担の緩和を図るため
	⑭ 扶養控除		最低生活費の保障
	⑮ 特定親族特別控除		大学生世代の就業調整に対応するため
	⑯ 基礎控除		最低生活費の保障

2. 課税標準から控除

繰越控除は第Ⅱ段階（課税標準）において控除されるため「課税標準の計算上控除」とされ、所得控除額は第Ⅳ段階（課税所得金額）において第Ⅱ段階の金額から控除されるため「課税標準から控除」とされる。

5

10

15

20

25

30

35

3. 「その者の」と「その居住者の」の使い分け

控除の対象者が居住者本人のほかにもいる場合（例：生計を一にする親族がいる場合）には、誰の課税標準から控除するのかを明らかにするため「その居住者の」と規定している。これに対し、対象者が居住者本人のみの場合にはその必要がないことから「その者の」と規定している。

4. 雑損控除の手続（令262①一）

雑損控除の適用を受ける場合には、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等関連支出の金額の領収を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

5. 医療費控除の特例

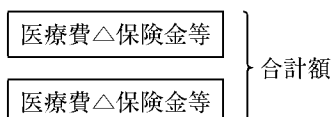
セルフメディケーション（自主服薬）推進を目的としてスイッチOTC薬の購入費用を対象とした医療費控除の特例である。OTCとは「Over The Counter（カウンター越し）」の頭文字をとったものであり、もとは医師の判断のみで使用が可能であった医薬品が、薬局やドラッグストアでの販売が許可されることとなった（スイッチされた）ものをスイッチOTC薬という。なお、この特例を受けるに当たっては、特定健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組みを行っていることが条件となる。

6. ()書きの位置

同様の表現であっても、カッコ書きの位置により個別対応とトータル対応が使い分けられる。

(1) 個別対応 → 雑損控除、医療費控除

例：「医療費の金額（保険金等～除く。）の合計額」



この場合には、個々の医療費から保険金等を控除する個別対応となる。

(2) トータル対応 → 地震保険料控除、寄附金控除

例：「特定寄附金の額の合計額（～を限度とする。）」



この場合には、特定寄附金を合計した後に限度額との比較をするトータル対応となる。

7. 生命保険料控除の特例

子育て世帯等に対する支援税制の一環として、年令23才未満の扶養親族を有する場合の新生命保険契約等に限定して適用される特例である。

8. 寄附に関する控除

関 連 規 定
国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税及び寄附金控除の額
政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除
認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除
公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（問題 2-19〔4〕）

9. 政治活動に関する寄附をした場合の特例（参考）

〔1〕 寄附金控除（措法41の18①）

個人が政党等に対する寄附金を支出した場合（〔2〕の適用を受ける場合を除く。）
には、その寄附金の額は、特定寄附金とみなして寄附金控除の規定を適用する。

〔2〕 特別税額控除

(1) 内 容（措法41の18②）

個人が政党等に対する寄附金を支出した場合には、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額（百円未満切捨）をその年分の所得税額から控除する。

① ^(注)（政党等に対する寄附金－2千円）×30%

（注） 政党等に対する寄附金 $\leq$ 課税標準の合計額×40% ∴ 少ない金額

② 税額控除適用前の算出税額×25%

(2) 申告要件（措法41の18③）

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

※ 一定の事項の記載：控除を受ける金額についてのその控除に関する記載

一定の書類の添付：その金額の計算に関する明細書、その計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

5

10

15

20

25

30

35

10. 所得税の減免額

災害によって住宅又は家財に甚大な損害を受けた者については、その者の合計所得金額の区分に応じ所得税が軽減又は免除される。(災免法 2)

なお、災免法に規定する合計所得金額とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、特別控除後の短期譲渡所得の金額、特別控除後の長期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいい、損益通算及び繰越控除の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。

	災 害	
	住宅・家財	左 記 以 外
所得税法	雑損控除	
災 免 法	軽減・免除	—

(例)

「所得税の軽減措置について説明しなさい。」 ▶ 雑損控除、災免法による軽減又は免除

11. 災免法重要条文

災免法とは、『災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律』のことであり、災免法重要条文には次のものがある。

理論テキスト	内 容	条 文
問題 4-1〔8〕	災免法による軽減又は免除	災免法 2
問題 6-2〔1〕(4)	災免法による減額承認申請	災免法 3 ①
問題 6-3〔2〕(1)	災 免 法 に よ る 徴 収 猶 予	災免法 3 ②③⑥
問題 7-3〔9〕		
問題 7-6〔7〕		

12. 雑損控除の関連規定

生活に通常必要な資産等の損害が納税者にとって甚大な担税力の減殺要因となるため、支出額（災害等関連支出）を伴わなくとも、一定の損失を受けたという事実があれば控除を受けられ、また、所得控除の中で唯一繰越が認められている。

なお、他の規定とも密接な関係がある。

関 連 規 定
災免法による軽減又は免除：問題 4-1〔8〕
雑損失の繰越控除：問題 3-5
資産損失（事業的規模以外の業務用資産）：問題 2-22〔4〕

13. 生計を一にする親族に関するもの

(1) 所得控除

	種 類	内 容
物的 控 除	① 雑損控除	生計を一にする親族の有する資産について損失が生じた場合
	② 医療費控除	生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合
	③ 社会保険料控除	生計を一にする親族に係る社会保険料を支払った場合
	④ 地震保険料控除	生計を一にする親族の有する資産を保険目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合
人 的 控 除	⑤ 障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合
	⑥ 寡婦控除	扶養親族（生計を一が要件）を有している場合
	⑦ ひとり親控除	生計を一にする子を有している場合
	⑧ 配偶者控除	控除対象配偶者（生計を一が要件）を有する場合
	⑨ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合
	⑩ 扶養控除	控除対象扶養親族（生計を一が要件）を有する場合
	⑪ 特定親族特別控除	特定親族（生計を一が要件）を有する場合

(注) 生命保険料控除は、別生計でも親族を受取人とするものであれば適用が認められる。

なお、子育て支援特例（問題 4-1〔5〕(2)）においては、生計一である年令23才未満の扶養親族を有することが要件となる。

(2) 生計を一にする親族が支払を受ける対価

対価の必要経費不算入等 問題 2-25〔1〕	特 例
	① 青色事業専従者給与の必要経費算入 …問題 2-25〔2〕
	② 事業専従者控除額の必要経費算入 …問題 2-25〔3〕

(注) 青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものについては、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は特定親族特別控除等の適用がない。

問題 4-2 所得控除（人的控除）

〔1〕 障害者控除 ★

(1) 内 容（法79①②③）

- ① 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の課税標準から27万円（特別障害者である場合には40万円）を控除する。
- ② 居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、その居住者のその年分の課税標準からその障害者1人につき27万円（特別障害者である場合には40万円）を控除する。
- ③ 居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者もしくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、②にかかわらず、75万円を控除する。

(2) 障害者（法2①二十八、令10①）

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で次に掲げるものをいう。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、知的障害者とされた者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた者
- ③ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- ④ 上記のほか、精神又は身体に障害のある年令65才以上の者で、その障害の程度が①、②に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(3) 特別障害者（法2①二十九）

障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。

〔2〕 寡婦控除 ★

(1) 内 容（法80①）

居住者が寡婦である場合には、その者のその年分の課税標準から27万円を控除する。

(2) 寡婦（法2①三十）

次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - (イ) 扶養親族を有すること
 - (ロ) 合計所得金額が500万円以下であること
 - (ハ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、①(ロ)及び(ハ)の要件を満たすもの

〔3〕 ひとり親控除 ★

(1) 内 容（法81①）

居住者がひとり親である場合には、その者のその年分の課税標準から38万円を控除する。

(2) ひとり親（法2①三十一、令11の2）

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- ① その者と生計を一にする子で課税標準の合計額が62万円以下のもの（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

〔4〕 勤労学生控除 ★

(1) 内 容（法82①）

居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の課税標準から27万円を控除する。

(2) 勤労学生（法2①三十二）

一定の学校の学生、生徒又は児童で、給与所得等を有するもののうち、合計所得金額が89万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいう。

なお、給与所得等とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう。

〔 5 〕 配偶者控除 ★★

(1) 内 容 (法83①)

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から次の区分に応じそれぞれに定める金額を控除する。

- ① その居住者の合計所得金額が900万円以下である場合…38万円（老人控除対象配偶者である場合には48万円）
- ② その居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合…26万円（老人控除対象配偶者である場合には32万円）
- ③ その居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合…13万円（老人控除対象配偶者である場合には16万円）

(2) 同一生計配偶者 (法 2 ①三十三)

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するもの（以下「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が62万円以下である者をいう。

(3) 控除対象配偶者 (法 2 ①三十三の二)

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。

(4) 老人控除対象配偶者 (法 2 ①三十三の三)

控除対象配偶者のうち、年令70才以上の者をいう。

〔 6 〕 配偶者特別控除 (法83の 2 ①②) ★★

(1) 内 容

居住者が生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの（合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者に限る。）を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から一定の方法で計算した金額（最高38万円）を控除する。

(2) 適用除外

(1)の規定は、生計を一にする配偶者が、居住者として配偶者特別控除の適用を受けている場合その他一定の場合には、適用しない。

〔 7 〕 扶養控除 ★★**(1) 内 容 (法84①、措法41の16①)**

- ① 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準からその控除対象扶養親族 1 人につき38万円（特定扶養親族である場合には63万円、老人扶養親族である場合には48万円）を控除する。
- ② 居住者の有する老人扶養親族がその居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、①にかかわらず、58万円を控除する。

(2) 扶養親族 (法 2 ①三十四)

居住者の配偶者以外の親族並びに里子及び養護受託老人でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が62万円以下である者をいう。

(3) 控除対象扶養親族 (法 2 ①三十四の二)

扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

- ① 居住者……年令16才以上の者
- ② 非居住者……年令16才以上30才未満の者及び年令70才以上の者並びに年令30才以上70才未満の者であって次に掲げる者のいずれかに該当するもの
 - (イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - (ロ) 障害者
 - (ハ) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(4) 特定扶養親族 (法 2 ①三十四の三)

控除対象扶養親族のうち、年令19才以上23才未満の者をいう。

(5) 老人扶養親族 (法 2 ①三十四の四)

控除対象扶養親族のうち、年令70才以上の者をいう。

〔 8 〕 特定親族特別控除 (法84の 2 ①②) ★★**(1) 内 容**

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準からその特定親族 1 人につき一定の方法で計算した金額（最高63万円）を控除する。

(2) 特定親族

居住者と生計を一にする年令19才以上23才未満の配偶者以外の親族及び里子（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

(3) 適用除外

(1)の規定は、特定親族が居住者として特定親族特別控除の適用を受けている場合その他一定の場合には、適用しない。

〔 9 〕 基礎控除 （法86①、措法41の16の2） ★

合計所得金額が2,500万円以下である居住者については、その者のその年分の課税標準から一定の金額（最高104万円）を控除する。

〔10〕 扶養親族等の判定の時期 （法85①②③④⑤⑥） ★★

- (1) 居住者が障害者等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（居住者が年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。
- (2) その者が居住者の同一生計配偶者、配偶者特別控除に規定する生計を一にする配偶者、扶養親族又は特定親族等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（居住者が年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。
ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合はその死亡時の現況による。
- (3) 一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者はこれらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
- (4) 一の居住者の配偶者がその居住者の配偶者特別控除に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者はこれらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
- (5) 二以上の居住者の扶養親族又は特定親族に該当する者がある場合には、その者はこれらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族又は特定親族にのみ該当するものとみなす。

内容解説**1. 所得控除の種類と趣旨**

問題 4-1 参照

2. 課税標準から控除

繰越控除は第Ⅱ段階（課税標準）において控除されるため「課税標準の計算上控除」とされ、所得控除額は第Ⅳ段階（課税所得金額）において第Ⅱ段階の金額から控除されるため「課税標準から控除」とされる。

3. 「その者の」と「その居住者の」の使い分け

控除の対象者が居住者本人のほかにもいる場合（例：生計を一にする親族がいる場合）には、誰の課税標準から控除するのかを明らかにする必要があるため「その居住者の」と規定している。これに対し、対象者が居住者本人のみの場合にはその必要がないことから「その者の」と規定している。

4. 年収の壁引き上げ

近年の税制改正において、現状の物価上昇に伴う税負担の軽減、大学生世代の就業調整などに対して、いわゆる年収の壁を引き上げるべく、以下に掲げる項目が改組又は創設された。

- (1) ひとり親控除、(2) 勤労学生控除、(3) 配偶者控除、(4) 扶養控除
(5) 特定親族特別控除（創設）、(6) 基礎控除、(7) 雑損控除、(8) 給与所得控除額

5. 合計所得金額に応じた配偶者控除等の適用区分

		居住者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	62万円以下	「同一生計配偶者」			
		「控除対象配偶者」			—
		(配偶者控除38万)	(配偶者控除26万)	(配偶者控除13万)	
	62万円超 95万円以下	(配偶者特別控除38万)	(配偶者特別控除26万)	(配偶者特別控除13万)	—
	95万円超 133万円以下	(配偶者特別控除36万～3万)	(配偶者特別控除24万～2万)	(配偶者特別控除12万～1万)	—
	133万円超	—	—	—	—

6. 二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の帰属（法85④、令218）

- (1) [10](3)の場合において、その配偶者が同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、これらの居住者の提出するその年分の予定納税額の減額承認申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等（以下「申告書等」という。）に記載されたところによる。
- (2) (1)の場合において、これらの居住者が同一人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したとき、その他(1)により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の同一生計配偶者とする。
- (3) (1)、(2)により、その配偶者がその同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかとされた後において、その居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することができる。

7. 二以上の居住者がある場合の生計を一にする配偶者の帰属（法85⑤、令218、218の2）

- (1) [10](4)の場合において、その配偶者が配偶者特別控除に規定する生計を一にする配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）又は特定親族のいずれに該当するかは、これらの居住者の提出するその年分の予定納税額の減額承認申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書又は給与所得者の特定親族特別控除申告書等（以下「申告書等」という。）に記載されたところによる。
- (2) (1)の場合において、これらの居住者が同一人をそれぞれ自己の特別控除対象配偶者又は特定親族として申告書等に記載したとき、その他(1)により特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の特別控除対象配偶者とする。
- (3) (1)、(2)により、その配偶者がその特別控除対象配偶者又は特定親族のいずれかとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することができる。

8. 居住者が再婚した場合における特例（法85⑦、令220①）

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の同一生計配偶者又は配偶者特別控除に規定する生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

9. 控除対象扶養親族

扶養親族に該当するための要件として、合計所得金額が62万円以下である者に該当する必要がある。

この要件は、非居住者の場合においても同様に判定を行うが、この要件は国内源泉所得をベースに行われるため、国外源泉所得が多額にあるが、国内源泉所得が少額（62万円以下）であるような非居住者の場合でも、扶養控除の適用を受けることができてしまう状態であった。

この状態を改善するために非居住者である親族に係る扶養控除の適用について見直しが行われ、具体的には、非居住者である扶養親族が年令30才以上70才未満の場合には、障害者など一定の者に該当する場合に限り、扶養控除の対象とされることになった。なお、非居住者である扶養親族の年令が16才以上30才未満の者及び70才以上の者については、障害者など一定の者に該当していなくても従来どおりに扶養控除の対象とされる。

10. 二以上の居住者がある場合の扶養親族及び特定親族の帰属（法85⑥、令218、219）

(1) [10](5)の場合における扶養親族又は特定親族の帰属は、これらの居住者の提出するその年の予定納税額の減額承認申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書又は給与所得者の特定親族特別控除申告書等（以下「申告書等」という。）に記載されたところによる。

(2) (1)の場合において、二以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族又は特定親族として申告書等に記載したとき、その他(1)によりいずれの居住者の扶養親族又は特定親族とするかを定められないときは、次に掲げるところによる。

① その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族又は特定親族としている場合には、その親族はその居住者の扶養親族又は特定親族とする。

② ①によってもいずれの居住者の扶養親族又は特定親族とするかが定められない扶養親族又は特定親族は、居住者のうち課税標準の合計額又はその親族がいずれの居住者の扶養親族とするかもしくは特定親族とするかを判定すべき時における課税標準の合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族又は特定親族とする。

(3) (1)、(2)により、その扶養親族又は特定親族の帰属が定められた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その帰属を変更することができる。

11. 生計を一にする親族に関するもの

(1) 所得控除

	種 類	内 容
5 物 的 控 除	① 雑損控除	生計を一にする親族の有する資産について損失が生じた場合
	② 医療費控除	生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合
	③ 社会保険料控除	生計を一にする親族に係る社会保険料を支払った場合
	④ 地震保険料控除	生計を一にする親族の有する資産を保険目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合
10 人 的 控 除	⑤ 障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合
	⑥ 寡婦控除	扶養親族（生計を一が要件）を有している場合
	⑦ ひとり親控除	生計を一にする子を有している場合
	⑧ 配偶者控除	控除対象配偶者（生計を一が要件）を有する場合
	⑨ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合
	⑩ 扶養控除	控除対象扶養親族（生計を一が要件）を有する場合
	⑪ 特定親族特別控除	特定親族（生計を一が要件）を有する場合

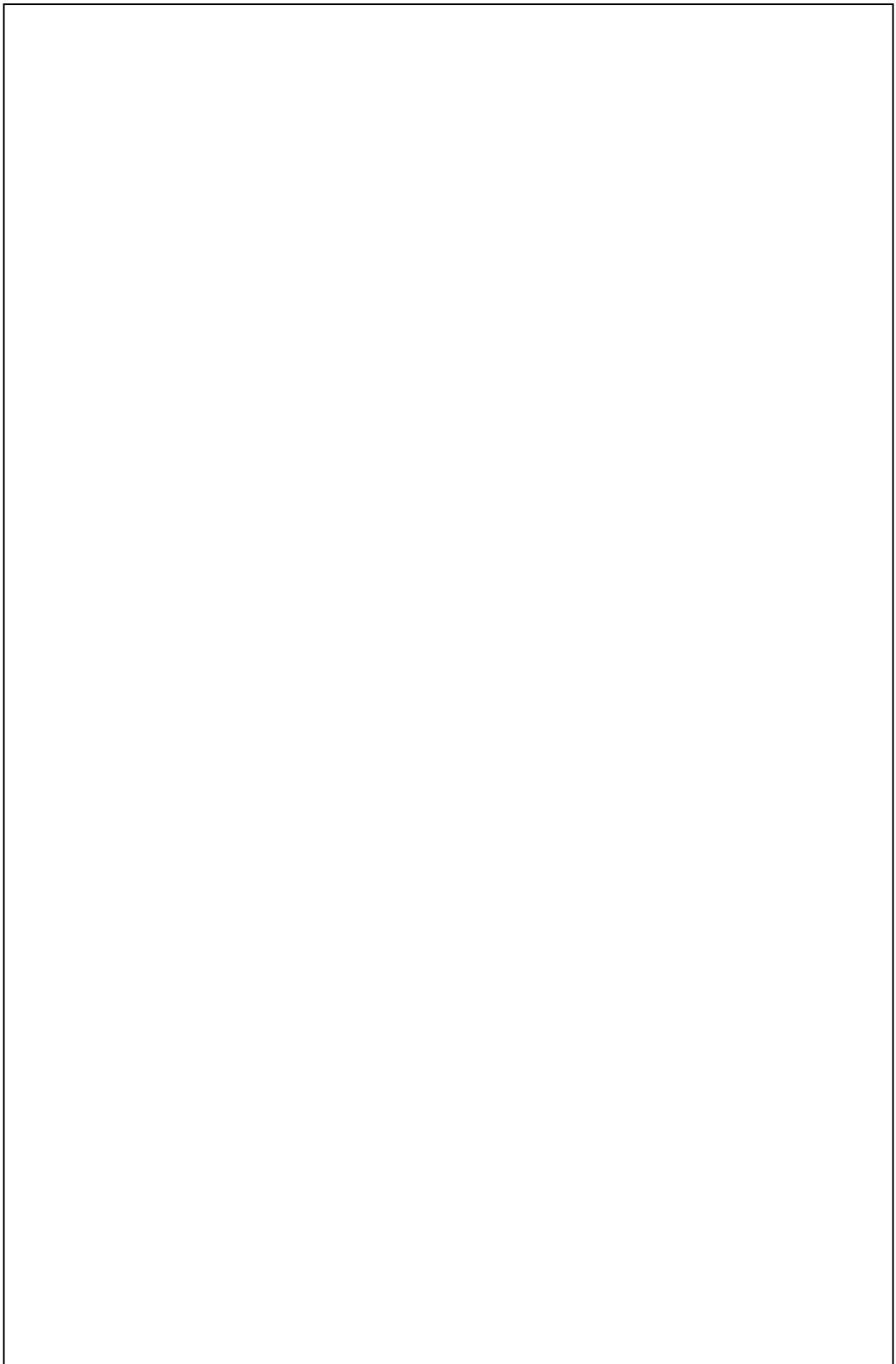
(注) 生命保険料控除は、別生計でも親族を受取人とするものであれば適用が認められる。

なお、子育て支援特例（問題 4-1〔5〕(2)）においては、生計一である年令23才未満の扶養親族を有することが要件となる。

(2) 生計を一にする親族が支払を受ける対価

対価の必要経費不算入等 問題 2-25〔1〕	特 例
	① 青色事業専従者給与の必要経費算入 …問題 2-25〔2〕
	② 事業専従者控除額の必要経費算入 …問題 2-25〔3〕

(注) 青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものについては、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は特定親族特別控除等の適用がない。



5

10

15

20

25

30

35

2027年受験対策

所得税法 理論テキスト

■発行年月日——2026年7月28日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——株式会社メディアオ

本書の全部または一部を無断で転載、複製（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。



クラス	担当講師
登録番号	
氏名	